

ストーンリバー STONE RIVER

豊中・狭山事件研究会「ストーンリバー」NO.34 2017年3月

郵便振替 00960-8-100574「狭山事件研究会」
 関連ブログ <http://burakusabe.exblog.jp/>

狭山事件は冤罪だ！石川一雄さんは無実だ！東京高裁第4刑事部（植村稔裁判長）は再審を行え！「下山鑑定人の尋問を今すぐ行え！

狭山事件 鑑定人尋問をすべき

何のために生きるのか。人の数だけ答えがあります。喜びも悲しみも怒りも笑いも刻まれている時間はかけがえがありません。しかし、それを奪われ、還らぬ時間と来るべき時間との狭間で生きる人がいます。

石川一雄、78歳。彼は54年前の「狭山事件」(女子高校生誘拐殺害事件)の犯人に仕立て上げられた汚名を雪ぐべく、無実を訴え続けています。真犯人に直結する唯一の物証である脅迫状は、当て字だらけでも誤字はなく筆致は流暢で、石川さんの「上申書」との違いは明らかです。

東京高裁で第3次再審は11年、3番再審は31回を数え、187点の未開示証拠が開示されてきました。特に、昨年

8月に弁護団が提出した石川さんの鴨居から発見された万年筆のインクについての証拠(下山鑑定)は、決定的です。

当時の警察の鑑定では、被害者は直前までライトブルーインクを常用していたこと、発見万年筆からはブルーブラックインクしか検出されていません。ことが明らかになっています。

確定判決は、被害者がブルーブラックをただちに借りて入れたか、立ち寄った郵便局で補充したとの推測で認定し、この矛盾をすり抜けました。たとしても、元のライトブルーが検出されることを「下山鑑定」は検定実験によって科学的に証明しました。

これについて、2月6日の3番再審で検察官は「年度中に反対・反証の見直しを示す」と逃げました。確定判決を否定する証拠の偽造が指摘されているわけですから、裁判所はすくなく鑑定人尋問を行なうべきです。しかし、そうした動きはなく、次回開議(5月上旬)に持ち越され

検察官および裁判長の姿勢・対応は、無罪の救済としての再審制度の高度に通じるものであり、どうい許されるものではありません。

日金曜日 2017.2.24 第1125号 SYUKAN KINYOH

どうする連合

野党共闘、共産党、働き方改革、原発、春闘

共産党との関係はどう考えますか?
 神澤聖生(共産党)と野党第一陣(中野宏規)の対談
 野党共闘と共産党の選挙で野党共闘は前進
 田村 一 ● 山田 隆 ●
 「働き方改革」で何が起るのか
 「企業組合からの脱却」ができるか
 本村 敏次 ●
 女たちが労働運動を「社説激論」する
 堀代 × 中田美子 × 松元千枝 ●

共産党との関係は... 田村 一 ●
 野党共闘は... 山田 隆 ●
 「働き方改革」... 本村 敏次 ●
 女たちが労働運動... 堀代 × 中田美子 × 松元千枝 ●

共産党との関係は... 田村 一 ●
 野党共闘は... 山田 隆 ●
 「働き方改革」... 本村 敏次 ●
 女たちが労働運動... 堀代 × 中田美子 × 松元千枝 ●

狭山事件、鑑定人尋問をすべき

何のために生きるのか。人の数だけ答えがあります。喜びも悲しみも怒りも笑いも刻まれている時間はかけがえがありません。しかし、それを奪われ、還らぬ時間と来るべき時間との狭間で生きる人がいます。

石川一雄、78歳。彼は54年前の「狭山事件」(女子高校生誘拐殺害事件)の犯人に仕立て上げられた汚名を雪ぐべく、無実を訴え続けています。真犯人に直結する唯一の物証である脅迫状は、当て字だらけでも誤字はなく筆致は流暢で、石川さんの「上申書」との違いは明らかです。

東京高裁での第3次再審は11年目、三者協議は31回を数え、187点の未開示証拠が開示されてきました。特に、昨年8月に弁護団が提出した石川さん宅の鴨居から発見された万年筆のインクについての新証拠（下山鑑定）は、決定的です。

当時の警察の鑑定では、被害者は直前までライトブルーインクを常用していたこと、発見万年筆からはブルーブラックインクしか検出されていないことが明らかになっています。

確定判決は、被害者がブルーブラックを友だちに借りて入れたか、立ち寄った郵便局で補充したとの推測で認定し、この矛盾をすり抜けました。ところが、たとえそうであったとしても、元のライトブルーが検出されることを「下山鑑定」は検証実験によって科学的に証明しました。

つまり、発見万年筆は被害者の物ではないこと、誰かが持ち込んで置いた別物ということになります。

これについて、2月8日の三者協議で検察官は「今年度中に反論・反証の見通しを示す」と逃げました。確定判決を否定する証拠の偽造が指摘されているわけですから、裁判所はすぐにでも鑑定人尋問を行なうべきです。しかし、そうした動きはなく、次回協議（5月上旬）に持ち越されました。

検察官および裁判長の姿勢・対応は、無辜の救済としての再審制度の否定に通じるものであり、とうてい許されるものではありません。

佐々木 寛治（65歳）団体職員

引き継がれる権力構造…なめてるのか、おしりに火がついたのか、東京高検「反論・反証を今年度中（3月中？）に出す」だって。高裁も相変わらずの時間稼ぎ…何を待ってるのか…ふざけてます。

どっこい！79歳、石川一雄さんは、運転免許の更新をし、ということは、眼も良くなって、派手好きで…健在なり。

“満月にベランダいでて佇めば月は急いで雲を掛け抜け”（2017年1月1日）と詠み、煌々と照らす月に、良い年になりそうだと、54年の春は…の思いを、夏こそ…見えない手錠から解放するのは私たちです。まずは下山進さんの、鑑定人尋問（万年筆は被害者 Yさんのものではない）を、32回目の三者協議（5月上旬）で実現したいものです。

飛行機嫌いで、ケニヤの青い空の下、自由に駆け回る動物を経験すのをあきらめ、夜間中学に絞った一雄さんが喰いつきましたよ。「花も嵐も踏み越えて”（※1）春を迎えたい

…。何気に浮かんだフレーズを、21 回目の結婚記念の花に添えたところ、「ビンさん、この歌、知ってるの！ “これが男の生きる道” と続くだよ…踏み越えてきたよ…53 年(78 年)男も女もないけどね…2 月はじめ、31 回目…」早口の電話口なので「七つしか違わないよ…」と返すのが精いっぱい。早智子さんが変わってくれてほっとする。

「一雄さんって派手好きなの…知ってた？だからあの派手な花、とても気に入ったみたいで…喜んでるの…」。派手好きの一雄さん、いいんじゃない…次は、大阪名物、トラ柄のトレーニングウェアをパールックで…狭山を「疾走」するタイガー(ス)。

『冤罪ファイル』という季刊誌があります。創刊は 2008 年 3 月で、現在 27 号(2017 年 3 月)です。狭山はなかなか取り上げられませんが、9 号で大きく取り上げられました(2010 年 3 月)。特集「再審が動いた！」で、布川事件、足利事件と並んで…。東京高裁の門野裁判長が「検察に証拠開示を勧告」(2009 年 12 月 16 日・第二回三者協議)で。

書いたのは、菅野良司さん。一雄さんが「記者会見するんだったら、スーツにネクタイで来るんだったよ…」と人なつっこい笑みを浮かべ、心が高ぶっているようだった…逮捕から 46 年…「まだまだ喜ぶのは早いよ」とは言えなかった…と。

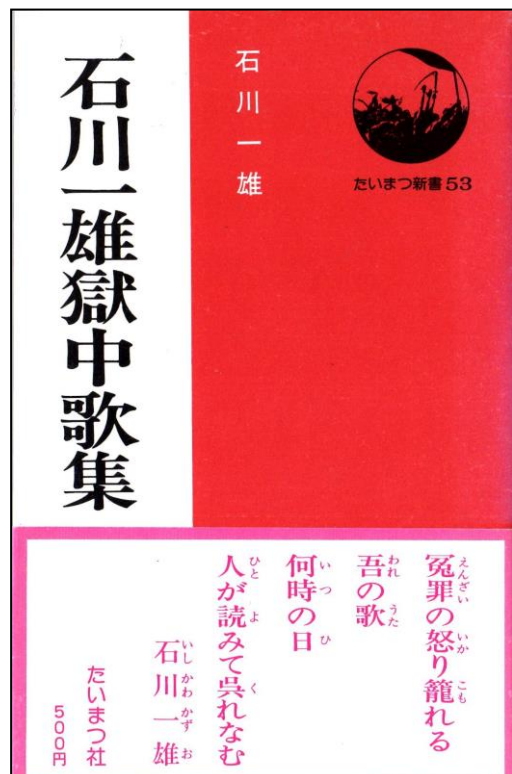
それから 7 年、31 回を数えた三者協議。リスト開示(2015 年 1 月 22 日・23 日が 21 回目の三者協議)も実現し、押してきている…ものの、寺尾判決の「権力の構造」を忘れることができない厳しい現実があります。

東京高裁・植村裁判長！7 カ月もほったらかしている高検に愛想をつかして、鑑定人尋問をやるのは「いま」でしょう！

2001 年に日本評論社から『えん罪入門』という本が発行されました。ここに狭山事件はありません。一覧にもです。今、深い交流のある、免田事件、袴田事件、布川事件、足利事件はありますが…。「なぜ、狭山はないの？」と電話すると、「編集は『再審・えん罪事件全国連絡会』」で、狭山事件は加入してないので…」ということで、わだかまりがありました。

それ以前、国民救援会の大阪の集会で、布川事件の桜井昌司さんと立ち話をする機会があり「同じ、高木裁判長(1999 年 7 月 8 日・再審棄却決定)ですね」「おうっ、そうや。いわしてやる…」「石川さんとつきあってまずいとちやいますのん？」「なにか言われるやろうけど…かまわん…」と。

免田さん、袴田さん、杉山さん(故人)、菅家さん、



柳原さん(氷見事件)などが舞台上で、高裁前で共闘、交流する姿はしなやかな力をあたえてくれます。

狭山は、一雄さんの短歌でもわかるように、国民救援会、部落解放同盟と支援の中心が変化しています。仮出後、初めに訪れたのは、救援会の難波英夫さんの墓前でした。

1974年10月31日。寺尾正二裁判長に、煮え湯を飲まされ、「権力犯罪」をまざまざと見せられた日。事件当初から「無実」で健筆をふるっていた亀井トムさん(当時・週間埼玉主宰)の指摘を心に刻んでおきたいものです。

うかつなことに、弁護団も、我々も、(本人も、解放同盟も…)石川さんに「無罪」がでるだろうと確信しきっていた。それは、寺尾が公判でみせた様々な言動からである。有罪の心証はおくびにもださず、それどころか、一審判決を批判的に弁護団に示してきた。

「白紙の態度で臨む」「多数の公正裁判要請署名、200近い自治体の要請決議には関心をもっている」「部落問題、裁判批判の本を10冊くらい読んで研究している」「一審判決は単純すぎる」「本件は大変な事件である」「今まで研究してきた10倍くらいの期間がほしい」…などといい、油断させ、運動をゆるめ、結審のチャンスを狙っていたのだ。

1974年5月9日～10日に、現地調べ・証人調べをやる、としながら、3月の公判で突然却下してきた。が、弁護団は「シロ」との心証を持った、と錯覚した。乗じた寺尾は、事実調べの打ち切り、9月最終弁論を押し付けてきた。「無明のジャングルに沈潜し、真実を探し求めたい」との心情発露?に「証拠不十分で無罪」を読み取り、結審に応じた。

考えれば、寺尾体制は司法・警察の面目を死守するために既定方針を受けつぎ、結審の方針を隠していたのだ。参院選から推して、衆院選と統一地方選挙における保革の勢力変更、それにとまなう司法への影響、最高裁の保守優位のうちに、狭山のケリをつける、というのが方針であったのだろう。狭山闘争でおおきく前進してきた部落解放運動がさらに前進し、司法に政治…に影響を及ぼすことは避けなければならなかった。

「死刑」から「無期」で繕い、収まるだろう…という中途半端な(「無期といっても(ニコニコ?)として)12～13年で出られるから…)「揺らぎ」みえみえの判決だったからこそ、山上弁護士は「ペテンだ!」、一雄さんは「そんなことは聞きたくない!」と叫んだのです。



裁くべき権力犯罪はここにあるじゃないですか！

権力とは怖いものです。アメリカは一夜で風景が変わったと聞こえてきます。この地を見れば、木村市議、大川弁護士らの記者会見から、連日、新聞・TV等を揺るがしているM友学園問題。これって、スリー(A)による「権力犯罪」でしょ？

メディアの「特ダネ魂」はどこへ行ってしまったのでしょうか。送迎の「ねこバス」のT幼稚園、「有名」じゃないですか。「ネタ」は3年前から集めてたんでしょ？なぜどこもぬかなかつたのでしょうか？Aとトップの食事会のせいですか。「会見」を待ってましたとばかりに、でてくるわ、でてくるわ…。カネはもちろん、教育じゃなく、「帝国幼稚園」そのものです。「名誉校長」なにをかいわんやです。保護者の動画ではべたほめ、夫は「私の教育理念に共鳴してくれている…」即、退場でしょ。財務省の親玉、Aはというと実質、200万という「利益」に「問題はない…」と。会計検査院、大阪府教育庁の姿勢もそうですが、司法が提訴を真摯に受け止め、裁いてこそ…。見ものです。そうすれば、靖国訴訟のひどい控訴審判決、君が代斉唱、不起立も正當に裁く司法として独立できます。また、豊中市は10中の買い取り額の差額返還を財務省に求めるべきです。

5月上旬、32回目までにできること…創意工夫で…一雄さんと連帯を！

※1映画 愛染かつら 主題歌 旅の夜風 1938年 松竹 コロムビア

作詞 西條八十 作曲 万城目正 歌 霧島昇&ミス・コロムビア

花も嵐も 踏み越えて

行くがおとこの生きる道

泣いてくれるな ほろほろ鳥よ

月の比叡を 独り行く

●参考図書 えん罪ファイル、狭山パンフ、亀井トム著書、新聞、テレビ…

【いしはら びん】



満月にベランダいでて佇め ば月は急いで雲を駆け抜け

仮出獄ながら、社会に出て、23 回目の正月を迎えることになってしまいました。全国の支援者の皆さん方は如何なる方針、決意を秘めて越年されたでしょうか。
新年明けましておめでとうございます。
※2017 年の狭山をどう闘うか？「方針と決意」とをもってそれぞれが主体的に動くことが肝心ですね。



日々恙無く過ごせているとはいっても、殺人犯の汚名も拭えず、54 年という途方もない永い年月を送り、然も刑事裁判の鉄則を踏まえれば、私の無実を示す証拠は沢山存在しており、再審を行ってもいい筈なのに、司法の姿勢は変わらないままなのかとすら感じます。
※時間は刻々と経過するが、事態はなかなか進まない。敵の思惑を覆し、グサリと突き刺さるものはないのか？

言及する迄もなく、戦前の憲法の悲惨な人権蹂躪の反省の上に作られたのが現憲法であり、だとすれば、弁護団から提出された数多の証拠上からみても冤罪性は明らかであり、即座に再審の門を開けるべきであるにも関わらず、司法は結論を出さないまま、30 回の三者協議を重ねる結果となってしまいました。しかし、昨年 8 月に下された下山鑑定によって警察当局の犯人デッチ上げの真相が公になり、最早、警察、検察当局を逃がさないところまで追いつめています。私自身、今日まで、幾度となく繰り返してきた「今年こそ」が本当に「今年こそ」となりそうであり、又、そうしなければならぬと肝に銘じ越年致しました。
※「下山鑑定」こそ「切り札」になるはず。「今年こそ」を終わりにしたい。

思えば、時の国家公安委員長の「・・・生きた犯人を・・・」の声に端を発し、そして何が何でも犯人をと焦った警察は、憲法を無視し、被差別部落民で無学な私を生贄にすべく別件逮捕し、代用監獄の中で、甘言、脅し等で自白を強要、また証拠を改ざん、捏造したり、隠蔽することによって人権を蹂躪したのであります。
※長い差別裁判の始まりがここにある。

現在でも冤罪が後を絶たないのは、憲法を順守し、人権を擁護する立場にある筈の検察

庁、法務省が、人権蹂躪の犯罪行為を行い、証拠の隠蔽を静観していることこそ問題であり、責任も重大であると指弾しなければなりません。

※「冤罪」は犯罪、刑事罰の対象にすべき！

何れにせよ、下山鑑定書が、このような司法の闇にメスを入れ、真実を明らかにして下さる事でしょう。万年筆に関しては第一審当初から一貫して、発見経過がおかしい事、被害者が使っていたインクと異なるインクが入っていたことなどもあって、贋物ではないかと指摘していたのに対し、これまでの再審を棄却した決定では「級友から借りる、乃至は郵便局に立ち寄った際にインクを補充した可能性」で結論付け、その後、第一次、第二次の再審請求審の2人の最高裁判長迄もが、一回、二回目に家宅捜索を行った元捜査官が、「三回目に発見された場所はすでに探したところであり、万年筆はなかった」旨の証言にも謙虚に耳を傾けることなく、ただ年数が経っているから信用できないと確定判決を追認、踏襲したのであります。

※予断と偏見に染まり、「有罪ありき」で臨んだ裁判官たちの悪行は断罪されねばならない。

何故確定判決の認定を是認する前に、一、二回目の家宅捜索時の捜査官の証言や、三回目の捜索で万年筆が発見された「鴨居」の下に脚立が写っていることに思いを馳せなかったのか。私は2人の最高裁判長として資質を問うというより、弾劾する必要性を強く抱いているのであります。

※人間としての存在の是非も問われて然るべきだ。

また、秘密の暴露の一つとされた、鎌倉街道での、自動三輪車の一件を含め、被害者宅の前方に車が停車していたとの時間帯についても、未開示の証拠が開示されたことによって、当時の捜査当局が如何に焦って証拠を見繕い、その事により裁判官が誤審し、冤罪を作り出してきたかも、国民の前に驚愕を持って明らかにされることによって、警察、検察、司法全体の権力犯罪を知ることになるでしょう。

※隠蔽・捏造の類いは枚挙の暇がない。

今年は2月上旬に三者協議が予定されており、下山鑑定について検察側はどのように反論するのか、多分突拍子もない事を持ち出し、躍起となって誤魔化すに違いありませんので、決して楽観することなく厳しく対峙して参る所存です。

※そう、そう、きゃつらは恥も外聞もなく、何でもありなのだから、きっと驚くような理屈を考えるはずだ。

高裁前アピール行動は1月中旬から行いますが、私自身、検察官に隠し持っている証拠の開示を強く迫って参りますが、なかでも高検以外の隠し持っている証拠物リストの開示や、高裁に下山鑑定書等の鑑定や鑑定人尋問、事実調べをさせることを強く訴えたいと思えます。

※これさえ実現すれば「鬼に金棒」。だからこそ彼らは抵抗する。トコトン、押ししていこう。

元より支援者皆さん方も裁判官も下山鑑定に因って狭山事件の虚構と、その根底から突き崩す科学の力の確かさを存じあげている筈であり、裁判官も今までの判決、判断に予断を抱くことなく司法的抑制の理念の上に立って弁護団が指摘した諸々の論点、事実について虚心にそして真摯に精査され、大局的見地に立ち検討して頂ければ、最早司法が正義

の姿勢を見せ、法廷の場で真相を究明する以外の結論は無いと確信しております。

※出でよ、まともな裁判官！

皆さん方が例年同様に私の無実を信じ、再審闘争に理解し、応援して下さいは取りも直さず裁判上に大きく反映されるはずであり、私自身も今年こそ冤罪を晴らすべく、最大限取り組んで参る所存であります。

※今年こそ「正念場」だ。

最後の最後まで皆さん方にご迷惑をおかけし、誠に申し訳なく思いますが、どうか一刻も早く、私、石川一雄が自由の身になれますようご協力を切にお願い申し上げ、新年の第一歩に当たり、心からお願い申し上げて私のご挨拶と致します。

※最後の最後まで石川さんと共に、全国の支援者の心は一つ。

末尾になりましたが、皆様方も一年を通してご多幸でありますよう狭山の地から念じつつ失礼いたします。

※一雄さん！身体をいたわりつつ、2017年を闘いぬき、歓喜の時を勝ちとりましょう。

2017年1月

石川 一雄

(上記歌を詠む切っ掛けになったのは下山鑑定書の提出後、胸に悶えていたものが取れ、外に出てみると月が煌々と私を照らしてくれているように感じました。強風によって雲を吹き飛ばしてくれたのですが、多分来年は良い年になりそうだと思います)

※鮮やかに風景が目浮かびます。いい歌ですね。この通りになりますように！

●石川早智子さんのHP「冤罪・狭山事件」より

近況

2月1日、金聖雄監督が、足利事件の菅家利和さん、布川事件の桜井昌司さん、石川との「獄友(ごくとも)」の撮影の為狭山に来られた。共同通信社も取材に来ていておおがかりな撮影になった。残念なのは布川事件の杉山さん(2015年10月死去)がいないことだ。桜井さん、杉山さんの個性豊かなお二人に石川は大いに励まされたものだ。仮出獄で出た3人の交流が始まったのは2008年10月、スイス、ジュネーブの国連に行ったときからだ。桜井さんも、国連の人権規約委員会で、冤罪を訴えに来ていたのだ。あれからもう10年近くになるんだな～と感慨深そうに話す二人。何も言わなくても苦しみも悲しみも怒りも共有できているような3人の人生を思った一日だった。

2月2日は第31次高裁前アピール行動日 石川は風邪気味だったので、アピール行動を終えてすぐ家に帰った。

2月3日 大学病院・眼科に診察に行く。最近2カ月ほどは日に日に目が見えるようになり、石川の表情に明るさが帰って来ていた。昨年まではよく転んでいたが、それもほとんどなくなり、ジョギングはまだ出来ないが、高裁前アピール行動や、集会が無い日は毎日のように歩いている。糖尿病は運動療法と、食事療法がすべてだと言われるほどだが、石川の場合は「過ぎたるは及ばざるが如し」のような気がするほどだ。診察の結果、目はだいぶ良くなってきているようで、先生に「少しずつ目が見えるようになり、おかげさまで運転免許証の更新もスムーズにいきました」と報告していた。狭山を勝利するために、各地に狭山の訴えに行ったり、読み物、書き物が多い石川にとって、最近読むこと、書くことに不自由し、イライラしていた様子を見ていた私もホッと胸をなでおろす。今迄毎月、病院に通っていたが、次の診察は5月ということになり、しばらく様子を見ることに。一安心だ。

狭山事件、53年目の新証拠 「万年筆は被害者のものではない」 今こそ再審を！豊中集会の記録

はじめに

2016年10月20日、2年ぶりに「豊中集会」を開催した。テーマはもちろん「下山鑑定」で、狭山事件を追いかけている菅野良司さんに来ていただいた。「万年筆は被害者のものではない」というのが、鑑定から導きだされる結論だが、それだけを鵜呑みにするのではなく、どうしてそういう事態になったのかをきちんと知ることが大事だと考えての企画だった。

この「万年筆問題」は「なぜこの時期に？」というところが一つのポイントだ。ここに、狭山事件の本質に関わる問題が含まれているからだ。菅野さんは、「下山鑑定」の意味を丁寧に説き起こし、万年筆問題の経過が示すものを提示してくれた。70人ほどの参加者はじっと聴き入り、話のツボを呑み込んでくれたように思う。以下、雑感を少し。

「自白」とそれに基づいて発見されたとされる「三大物証」（万年筆、鞆、時計）が、狭山事件の「有罪」認定の核となっている。しかし、「自白」は変遷を繰り返し、客観性を欠き、社会通念にも反し、取調官による「作文」であることが随所に伺われ、支離滅裂と言っていっくらの代物であることが明らかにされている。

「三大物証」はといえば、いずれも「品ぶれ」のものとは一致せず、発見過程にも疑問符がついており、警察による作為が濃厚で、判決や決定では詭弁と推測を駆使した破廉恥な認定を重ねてきた。まともな審理が行われていれば、とっくに「無罪」になったはずだが、さまざまな事情がそれを回避させ、無理筋の「有罪」を維持する方向へと向かわせた。そして、一旦、切られた舵を切り返すことは並

日時 **2016年10月20日(木)**
18時30分～20時30分
会場 **豊中人権まちづくりセンター**
(阪急宝塚線「岡町駅」下車、西北へ徒歩10分)
講演 **菅野良司さん(ジャーナリスト)**



2度にわたる徹底的な自宅捜索で見つからなかったのに、3度目やってきた捜査員に指示され、勝手口の鞆居の上にあるのをヒョイと素手でつまんだのは石川一雄さんのお兄さんの六造さん。魔法のように出てきた万年筆発見の場面です。しかし、被害者が直前まで使っていたものを調べると、インクはライトブルーで、発見された万年筆のインクはブルーブラックで、全く違うことが判明します。本来ならこれでアウトのはずですが、裁判官は「友だちのインクを借りて入れた」「立ち寄った郵便局で補充した」と勝手な推測で被害者のものと断定し、有罪の論拠としてきました。

それが今回の検証実験でブルーブラックを補充したとしても、インク溜から元のライトブルーが検出されることが科学的に証明されました。当時、警察がおこなった鑑定では検出されていません。

ということは、この万年筆は被害者のものではなく、「自白」に基づいて発見されたものでもないということになります。誰かが、持ち込んで鞆居に置いたとしか考えられません。東京高裁はただちに鑑定人尋問をし、事実調べを開始すべきです。

主催 狭山事件の再審を求める豊中市民共闘会議/☎06(6841)5300
(豊中市岡町北 3-13-7、豊中人権まちづくりセンター1階)

狭山事件、53年目の新証拠
「万年筆は被害者のものではない」
今こそ再審を！豊中集会

たいていの力では難しく、矛盾を一つひとつ突き、架空の土台を崩す作業が不可避となった。

そのうち、「万年筆」は警察ストーリーの核心に関わるものでもあり、特別な意味を持っている。稚拙・拙劣過ぎてお話にならないはずだが、無理矢理に「ストーリー」にはめ込み、裁判官たちが穴を埋めるのに腐心する役回りを演ずることになっていく。そう、警察・検察・裁判所の3者は、「万年筆」問題に手を染めたがゆえに、底なし沼でもがくしかなくなっていくのだ。

インクの問題も捜査当局は早くから気づいており、その矛盾を糊塗するための証拠・証言の収集を密かに行ってきた。ブツは彼らの手中にあり、それに合うように絵を描いてきたのだ。しかし、人はウソをつくが、ブツはそうではないことを「下山鑑定」がはっきりと示した。インクが補充されたとの認定はありえないことが明らかにされたのだ。警察のストーリーは、虚偽・架空であり、発見万年筆は被害者のものと認定されてきたが、そうではないことになったのだ。

すでに「蟻の一穴」はいくつも開いているが、ここにまた決定的で明明白白な一穴が開いたことになる。もはや、裁判所は逃げることはできないはずだ。この事実ととともに向き合うべきだ。鑑定人尋問をすべきだ。百歩譲っても、裁判所による検証鑑定ということにならざるを得ないだろう。その時を引き寄せよう！

●菅野良司(がんの りょうじ)さん
ジャーナリスト。1956年、福島市生まれ。
1980年、読売新聞社に入社、金沢支局、東京本社編集局社会部、解説部、メディア戦略局勤務などを経て2012年退社。
著書『冤罪の戦後史 刑事裁判の現風景を歩く』
『裁判員時代にみる狭山事件』
月刊「狭山差別裁判」に「刑事裁判の原風景」連載中



3 第2700号 (第3期) 解 放 新 聞
2016年9月26日

狭山事件—新証拠

事実調べ実現を

被害者の万年筆ではない

狭山の新証拠—下山鑑定で証明

えん罪を科学的に証明



インクが「異質」

補充説は誤りだ

恒例の「市民アピール・デモ」は、10月27日(木)
18:00 (豊中・稲荷山公園/稲荷神社ヨコ) 出発
⇒18:40 頃 (森木公園/豊中人権まちづくりセンターそば)

豊中・狭山事件研究会「ストーン・リバー」

※掲載した資料は、月刊「狭山差別裁判」466号と467号所収の「狭山弁護団が提出した鑑定書」より転載させていただきました。
購読・問い合わせ: 部落解放同盟中央本部/電話03(6280)3360

10

菅野さんの講演録

1. 「下山鑑定」とインク問題

今回のインク問題について説明していきたいと思えます。インク問題というのは、被害者が持っていた万年筆を石川さんが奪って自宅に持ち帰って鴨居の上に置いていたというストーリーなんですが、元々控訴審(東京高裁)に行ってから、石川さんの家から発見された万年筆の中に入っているインクと、被害者が毎日書いていた日記とか手帳のインクと違うんじゃないと言われていたわけです。何で違うのかということで補充説が出たわけですけど、今まで補充説を覆すことができなかった。今回初めて「下山鑑定」が出て、被害者のものでなかったということになったわけです。被害者のものではないというのは、弁護団は無罪の決定的な証拠だと言っています。確かに重要な証拠だけど、裁判所がこれからどう出るかわからないということです。



次に「下山鑑定」の眼目は何かというと、石川さんの家から発見された万年筆の中には、ジェットブルーという明るい青のインクが微量でも入っていなかった、ブルーブラックが単品で入っていたということが言えるということです。被害者の家にあつて常々被害者が使っていたインク瓶のインク、ジェットブルーとは違うわけですから、万年筆は被害者のものではないと言える。ブルーブラック単品だったら気がつきそうなものだけど、これまで弁護団も含めて単品だというのは言えなかったわけです。

なぜかという、インクが混ざるはずだという発想がなかったんです。発見万年筆というのは今から 50 数年前に売られていたわけで、本体を回して中にインクを溜める部分があるんです。溜める部分の端にレバーがついていて、それを 90 度倒すと、当時はゴムでできていたインク溜めの部分を圧縮してインクを吐き出す。あるいは空になっていったん空気を押し出して、それをインク瓶に入れてレバーを上げると同時にインクを吸い込んでいく。インク溜めの部分とペン先があつて、見えないんですが、ここにフェルトがあるんです。つまり、元々ジェットブルーを使っていた被害者が自分の家でインクが途切れるたびにジェットブルーのインク瓶からインクを吸い上げて使っていたんです。

発見万年筆にはブルーブラックが入っていました。そのブルーブラックを補充したとしても、フェルトだとかインク溜めの部分に元々入っていたジェットブルーがあるはずだと。水道で全部洗ったとしてもフェルトには残るはずだと。石川さんの自白のストーリーでは補充というのは出てこないし、仮に犯行現場でインクを入れたとしても、水道水でジャブジャブ洗ってフェルトからライトブルーを全部洗い落としたということでもしない限り、必ず元々のジェットブルーというのは残るわけです。だから、発見万年筆にあつたのは「混合インク」だということになるんですけども、「混合インク」になるはずだということになかなか気がつかないわけなんです。何で「混合インク」じゃないということが言えるかというと、「資料2」を見てください。

2. ペーパークロマトグラフィー検査とは？

「荏原鑑定(ペーパークロマトグラフィー)検査結果を検証すれば」というところに、ろうそくを逆さまにしたような図面、チャートがあります。これが今回の肝というか、要のペーパークロマトグラフィーで描いた図面、ペーパークロマトグラム図です。かつて荏原秀介という科警研の技官がやった「荏原第 1 鑑定」に添付されているペーパークロマトグラフィーの図面なんです。

ペーパークロマトグラフィーというのは、いろんな液体を紙に浸してそれを上昇させる検査なんですけど、コーヒーをドリップで入れるときに濾紙を使いますね。お湯がコーヒーの粉より上までくると、お湯が沁み通って上昇していく、あの濾紙と同じような紙を使う試験なんですけども、昔からある検査方法です。「資料1」に並んでいるのが、ペーパークロマトグラフィーの濾紙です。

(弁護団提出の鑑定書より)



展開剤が展開停止線に到達した順に濾紙を引き上げ取り出し細紐に吊り下げて室内で乾燥させた各クロマトグラム(左から展開距離を60mmとした展開剤Mにおける検体BB+JB⇒検体BB⇒検体JBと展開剤B'における検体BB+JB⇒検体JB⇒検体BBの各クロマトグラム、次に展開距離を100mmとした展開剤Mにおける検体BB⇒検体BB+JB⇒検体JBと展開剤B'における検体BB⇒検体BB+JB⇒検体JBの各クロマトグラム)

BB:ブルーブラックインキ、JB:ジェットブルーインキ

資料1

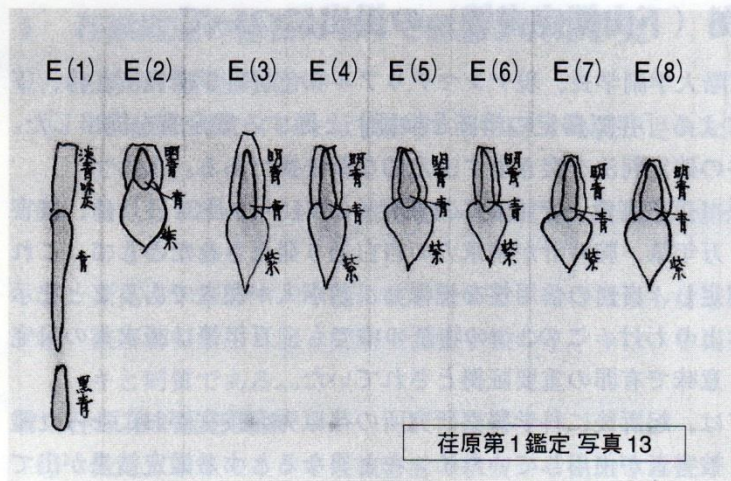
長さ20センチくらいの濾紙に検査する液体を下から2センチくらいのところに細いガラス管で1滴落とすわけです。比較するものを並べて、どういうふうになっていくか様子を見る。今回の「下山鑑定」だと開始線から6センチのところまで上昇する様子を見ました。昔の「荏原鑑定」も同じやり方なんですけども、濾紙にスポットで落として、濾紙の下の方をガラスの水槽に入れるんです。水じゃなくてエタノールとかメチルアルコールとか、そういう展開液に

下の方を浸けると上の方に上っていきんです。毛細管現象というんだそうですけど、何もしなくても上っていく。上っていった跡を乾かして、その上にトレーシングペーパーでどういう形とどういう色が出たかを書くんです。

書いたのが「資料2」の「荇原鑑定」のペーパークロマトグラムです。これを見ると、一番左側の E(1)というのがあります。これは石川さんの家からでた万年筆のペン先、インク溜めから取り出したインクを調べた後のグラム。2 番目の E(2)が被害者の家にあったインク、E(3)～E(6)が日記とか手帳から取り出したインク。見ると、一番左の発見万年筆のインクはテーリング状というんですが、長い尾っぽのようになっていて、「黒青・青・淡青味灰」とあります。右隣が割と短く太く、「紫・青・明青」というふうにも色も形も違いますね。つまり、成分が違うからこういうふうになるんです。2 番目から右の方は基本的に同じ形で、短く、3 つの色が重なっている。だから、被害者の家にあったインク瓶と日記と手帳のインクは同じだと。ただ発見万年筆のインクは別物だというのが「荇原第 1 鑑定」で、このグラムを元にそう言ってるわけです。

荇原鑑定 (ペーパークロマト) の検査結果を検証すれば、

の科
警研
査査
結果
・荇
原第
1鑑
定



- E(1)：発見万年筆
(証拠万年筆)
- E(2)：被害者のインキ瓶の
インキ
- E(3)～(6)：被害者の日記文
字のインキ
- E(7)～(8)：被害者の手帳の
文字のインキ

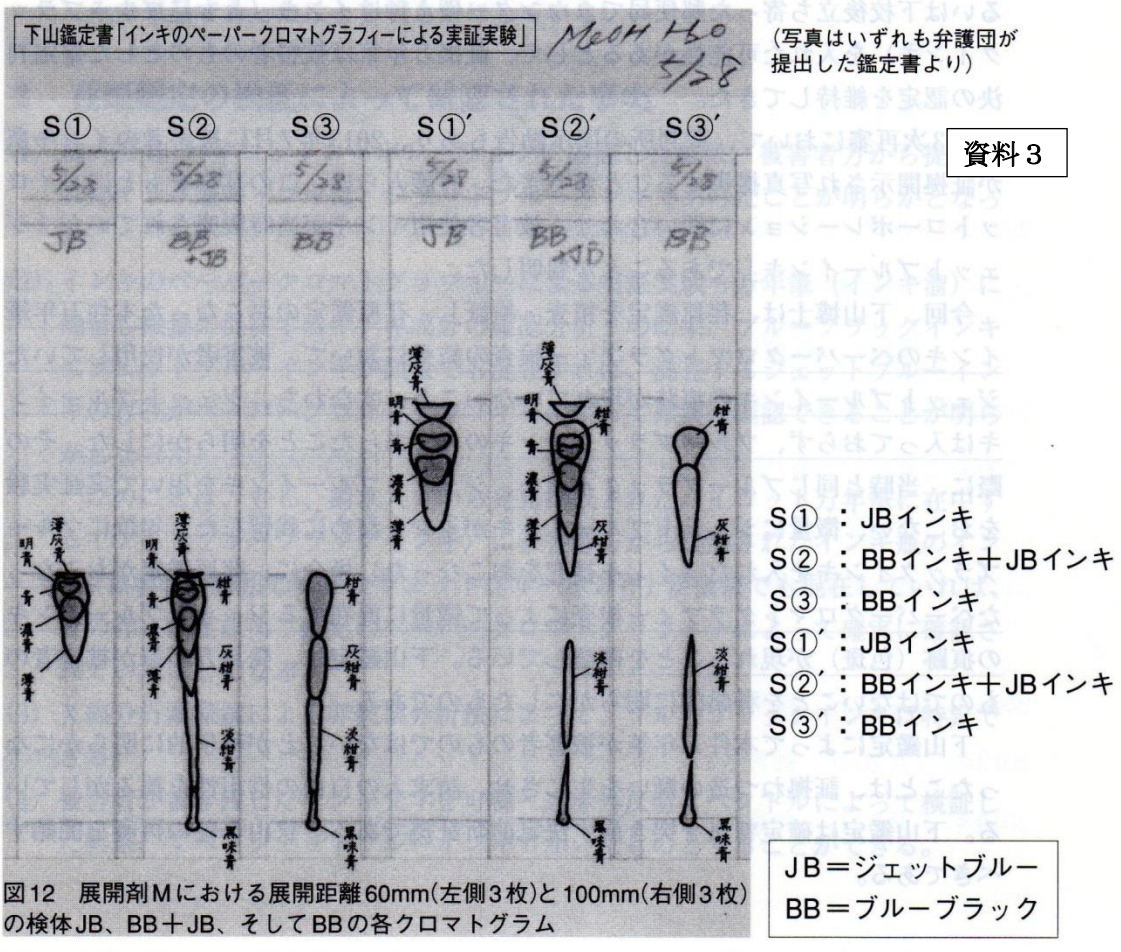
発見万年筆が被害者の万年筆なら、被害者が使っていたジェットブルーインキの成分が実証実験の混合インキの場合(S②やS②')のように検査結果に現れるはずだが、荇原第 1 鑑定の発見万年筆のインキの検査結果(E(1))にはジェットブルーの成分が現れていない。

資料 2

3. 下山さんの実証実験が示す事実

何で被害者のものでないと言えるかということ、元々被害者の使っている万年筆にあったジェットブルーの痕跡が、「混合インク」なんだから重なって現れるはずだというわけです。(1)と(2)で全く重なりが見られない。混合インクならどうなのかというのを下山先生は実証実験をしたわけです。その結果が「資料3」です。

下山鑑定の実証実験の結果（展開剤Mの場合）



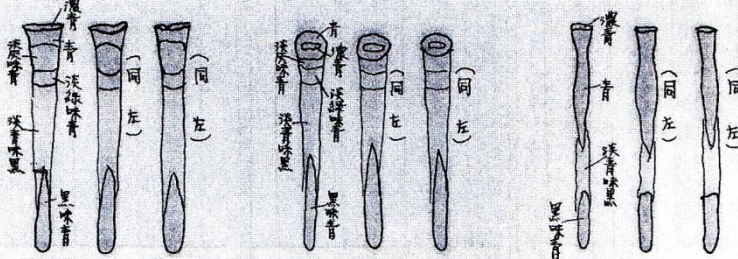
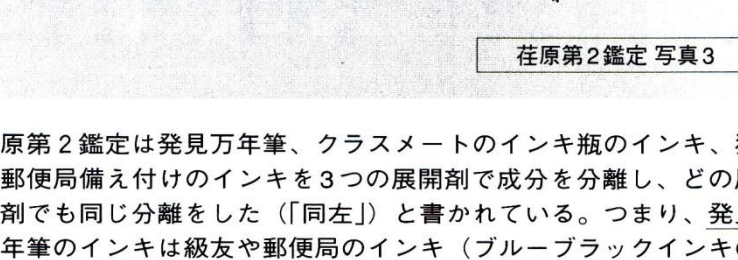
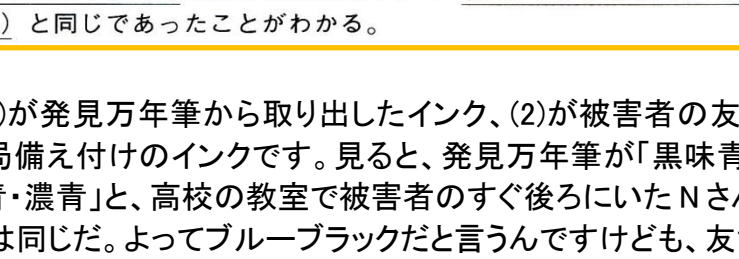
左から2番目にS②:BB インキ+JB インキ、ブルーブラックとジェットブルーの混合インクなんですが、この作り方はいったんジェットブルーを入れて、レバーを倒して全部吐き出して、ブルーブラックのインク瓶にペン先を入れてブルーブラックを吸入する。つまりいったんジェットブルーを吐き出して、そこにもう1回、レバーを戻してブルーブラックを吸入したと。そういうやり方で混合インクをつくったんです。

一番左はジェットブルー単独、右が混合インクとブルーブラック単独、これを調べたわけです。ジェットブルー単独だと「薄青・濃青・青・明青・薄灰青」。2番目、混ぜると「黒味青・淡紺青・灰紺青・薄青・濃青・青・紺青・明青・薄灰青」と、こういうふうに出たと、下山さんはトレーシングペーパーに写したわけです。左から3番目のS③というのがBB単独で「黒味青・淡紺青・灰紺青・紺青」と。確かに下山さんが言うように、①と③が混ざったら、それが合体したように現れると。②はまさにそうなんです。S①とS③を重ねたように出ている。だから、発見万年筆が被害者のものなら混合インクのはずで、S②と同じように「荏原鑑定」でE(1)というのはもっと複雑に出るはずだが、それが出していない。むしろE(1)とS③(ブルーブラック単独)と似ているでしょう。テーリングが細くて3つの色と4つの色が出ているけれども割と単純です。似ているというのは、ペーパーマトグラフィー検査は同じ条件で同じ展開液でやらなかったら同じ分離にはならないんです。気温とか時間とか。まして下山さんのやった実験に使ったインクは50年保管していた人のインクを使ってやったんです。経年変化があるかもしれないけれども、E(1)とS(3)は似たようなものです。何でかという、展開液が

違ったとしても、ブルーブラックを検査しているからです。

この検証実験の結果、混合であればペーパーマトグラムが S(2)のように単独のやつが重なったようになるはずなのに、E(1)にはそれが出ているので混合ではない。じゃあ E(1)にあるのは何なのか？ E(2)～E(8)とは全く違う別物だということは荏原鑑定も言っているけれども、何なのかということになるわけです。それが何なのかを示しているのが下山さんによると「荏原第 2 鑑定」のグラム、「資料 4」です。

**の科
警研・荏原第2鑑定
検査結果**

EA(1) EA(2) EA(3)	EB(1) EB(2) EB(3)	EC(1) EC(2) EC(3)		
			EA(1)	} 発見万年筆 (証拠万年筆)
			EA(2)	
			EA(3)	
			EB(1)	} 級友のインキ 瓶のインキ
			EB(2)	
			EB(3)	
			EC(1)	} 狭山郵便局備 え付けのインキ
			EC(2)	
			EC(3)	

荏原第2鑑定 写真3

荏原第 2 鑑定は発見万年筆、クラスメートのインキ瓶のインキ、狭山郵便局備え付けのインキを3つの展開剤で成分を分離し、どの展開剤でも同じ分離をした（「同左」と書かれている。つまり、発見万年筆のインキは級友や郵便局のインキ（ブルーブラックインキのみ）と同じであったことがわかる。

資料 4

これは(1)が発見万年筆から取り出したインク、(2)が被害者の友達のインキ瓶のインク、(3)が郵便局備え付けのインクです。見ると、発見万年筆が「黒味青・淡青味黒・淡緑味青・淡灰味青青・濃青」と、高校の教室で被害者のすぐ後ろにいたNさんのインキ瓶と郵便局のインキ瓶とは同じだ。よってブルーブラックだと言うんですけども、友だちのNさんから領置されたインキ瓶のラベルにはちゃんとブルーブラックと書いてあるんです。Nさんはそれをずっと使っていたわけで、ブルーブラック単品だとはっきりしているので、それと同じ色班(グラフ)が出て、展開液をかえて3つやってみても同じ。郵便局のやつも同じ。EA(1)と EB(1)、EC(1)、この発見万年筆にあったインクはブルーブラックのみだと言わなきゃいけない、ということなんです。

ただし、荏原鑑定人はこの3者を「類似のもの」と言っているんですが、下山さんは同じものと言わなきゃいけない、「類似」っていうのは間違いだと言っています。何で「類似」にしたのかというのは、50何年前に鑑定した荏原さんは、ここにあるペーパーマトグラムだけでは「同質」とまでは言えないと思ったのかもしれないけれども、勘ぐれば何か逃げ道はないものかと思って「類似」としたのかもしれない。「同質」というとブルーブラック単独となってしまうわけで、元々ジェットブルーを使っていた被害者のインクが微塵も混じっていないとなると、それは被害者のものじゃないということになるので、石川さんの家から被害者のものではないものが見つかって何の証拠にもならないわけです。有罪証拠にならないことになるから、「類似」ということで荏原さんはごまかしたんじゃないかというふうにもみることができ

と思います。

被害者のものでないということがわかったんですけど、何で被害者のものでないものが石川さんの家の鴨居にあったのか。お巡りさんが置いて自作自演でやったんじゃないかと、想像して言えるわけですけども、お巡りさんがやったということを証明するのはほとんど不可能なことです。そこまでは言えないけども、捜査当局による捏造だというのは断定できないけども、被害者のものではない、よって有罪証拠にはならない。寺尾判決では三大物証の一つである発見万年筆を有罪判決の根拠にしていたけれど、それは言えなくなったわけです。



被害者のものではない、よって有罪証拠にはならない。寺尾判決では三大物証の一つである発見万年筆を有罪判決の根拠にしていたけれど、それは言えなくなったわけです。

4. 事実を隠蔽し、辻褃合わせに奔走

何で今頃になって、50何年も前の荏原鑑定が焦点になっているのかということです。「荏原鑑定」の出方が元々不自然だったんですけど、「万年筆問題をめぐる経過」(「資料5」)を見てください。「荏原鑑定」はどのような経過で出てきたのかというと、まず1963年6月26日に3回目の家宅捜索で石川さんの「自白」どおり、鴨居の上から万年筆が見つかったわけです。6月30日になって被害者の自宅にあったインク瓶を警察が領置する。何で領置したかと言うと、「有罪ストーリー」に則って言うと、石川さんが奪った万年筆が鴨居の上にあったことになっているわけで、その発見万年筆が確実に被害者のものだということを警察は立証しなければならないわけです。そのために被害者の自宅にあったインク瓶を領置して、確かめようとしたんです。

石川さんは7月9日に起訴されるんですけども、その前日の7月8日に埼玉県警が東京の警察庁付属の科学警察研究所に、発見万年筆に残留するインクと被害者の自宅にあったインク瓶のインクが同じかどうかというのを依頼するわけです。それが「荏原第1鑑定」というんですけど、それが出てくるのが8月16日です。この「第1鑑定」の結果が出るまでに、7月27日に被害者の級友のインク瓶を警察が領置していますが、これは被害者の後ろの席のNさんのインク瓶を被害者が借りたんじゃないかというので、領置して調べようとしたんです。同じ27日にNさんだけでなく、実は11人のクラスメートから事情聴取をしていて、「あなた、被害者にインクを貸してないですか?」と聞きまわったわけです。

万年筆問題をめぐる経過

資料5

- 1963年 5月 1日 狭山事件発生。
- 5月 3日 未明に犯人取り逃がし。
- 4日 遺体発見。
- 23日 石川一雄さん逮捕（第1次逮捕・別件逮捕）。
第1回家宅搜索（刑事12人、2時間17分）。
- 6月17日 石川さん本件逮捕（第2次逮捕）。
- 18日 第2回家宅搜索（刑事14人、2時間8分）。
- 20日 三人共犯自白開始。
- 23日 単独犯行自白。
- 24日 万年筆について最初の自白。
- 26日 第3回家宅搜索（刑事4人、24分）万年筆「発見」。
- 30日 被害者のインキ瓶を警察が領置。
- 7月 9日 請求人起訴。
- 27日 被害者の級友のインキ瓶を警察が領置。
- 8月 2日 狭山郵便局のインキを警察が領置。
- 16日 科学警察研究所荏原秀介第1鑑定作成〔ペーパークロマトグラフィー検査、鑑定結果：発見万年筆在中インキは被害者使用インキと異質〕。
- 30日 荏原第2鑑定作成〔ペーパークロマトグラフィー検査および試薬検査、鑑定結果：発見万年筆在中インキは級友のインキ、狭山郵便局インキ（ともにブルーブラックインキ）と類似〕。
- 9月 9日 科学警察研究所粕谷一弥作成鑑定書〔発見万年筆のペン先の摩耗はほとんどなく、使用頻度は少ない〕。
- 1964年 3月11日 浦和地裁が死刑判決。
- 1974年10月31日 東京高裁が無期懲役判決。

普通はそこまではしないわけですが、担当した横田弁護士によると、7月8日に科警研に同質性の鑑定依頼を出して、8月16日に「違う」「異質」という結果が出るわけですが、「内報」というか、早めに「違う」と報告があって、あわてて7月27日になって同級生を当たって、「あなた、インク瓶を貸してませんか？」と聞きまわった。「違う」ということは決定的というか、被害者のものではないということなので、どうしても警察とすれば起訴直前ですから、

奪った万年筆＝発見万年筆に被害者がいつも使っているインクではないインクが入っている説得力のある理由を見つけなければならないわけです。そのためにクラスメートを聞き回った。で、ただ一人 Nさんという人が27日の時点では「貸した」と言ったんです。その調書が残っているんですけども、それは事件発生前の4月24日、1週間前に貸したと。けれど、被害者がペン先を突っ込んで吸引しているところは見えていないと、そういう趣旨の供述をして、それが調書に残っています。実際に入れてるところを見ていながら弱いわけです。でも、それに捜査当局としては救いを見出したというか、それで何とか説明が見つかるのではないかというふうになった。

もう一つ念には念を入れてというか、8月2日に郵便局のインク瓶を領置した。郵便局のインクというのは、1964年は東京オリンピックの年で、5月1日に記念切手が発行されたんです。クラスのルーム長であった被害者が代表して記念切手を千何円分買ったんです。領収書を窓口が混んでいてもらえなかったので、放課後に行って受け取ってるんです。実際、千いくらかの郵便局の領収書がポケットに入っているのが見つかっています。5月1日の午後に、被害者は郵便局に寄っていることは間違いなくて、たまたま郵便局にもインク瓶が二つ並んでいた。狭山郵便局自体、そんなに大きな郵便局じゃなくてカウンターしかないんです。アイランド型っていうんですけど、窓口と反対側に背を向けて書いたりする構造じゃなくて、カウンターのすぐ目の前に係員がいて、その前にインク瓶があるんです。それがたまたまブルーブラックだったので、当局としては被害者が領収書を受け取りにいった時に、ここで補充したんじゃないかと言うわけです。これは郵便局の職員の調書もあって、確かに午後3時過ぎに被害者が来た。しかし、補充しているところは見えていないと。検察官は補充したかもしれないと言うわけで、そういうことを言おうと思って8月2日に領置しているわけです。

ついでに言うと、事件が発生した5月1日というのは、ものすごい雨が降っていたんです、2時過ぎから。被害者は中学校時代、おそらく優等生だったんでしょうね。30何人のクラスメートのお手本になるような人だったからルーム長になったんだと思います。その人が万年筆のインクを郵便局で補充するというんですが、万年筆は被害者の筆箱の中にいつも入れてあったと級友も言っています。被害者は自転車通学で、鞆を自転車の荷台にゴムひもで縛ってたわけです。だから、郵便局に着いて、ゴムひもを解いて、鞆から筆箱を出して、万年筆を取って郵便局に行かないと補充できないわけです。そんな面倒くさいことをやるわけがないと弁護団も言ってたわけですが、裁判所は可能性があるんだという理屈を言ってきたわけです。

だから、クラスメート11人も聞き回って、Nさんが貸したかもしれない、プラス郵便局の可能性もあるんだと。これは捜査本部はあわてたはずで、「インクが違う」という知らせがあってブルーブラックだと。発見万年筆の中のインクといつも被害者が使っていたインクが違うということを言われたわけで、じゃあ被害者が使っていた万年筆とは言えないんじゃないかということになる。相当あわてたと思います。どうにか説明をつけろというので、バタバタやるわけです。本来、起訴で捜査は終了して、公判になって問題があれば補充捜査はあるんですが、起訴の後にだったらとインク関係の捜査をする、続行するというのは異例だと思うんです。

それで8月9日になって今度は、領置したクラスメートのNさんのインク瓶と郵便局のイ

ンクと発見万年筆の中のインクは同じかという鑑定を依頼するんです。これが「荏原第 2 鑑定」です。「第 1 鑑定」は被害者の家にあった被害者自身がいつも使っていたインク瓶の鑑定で、これが 8 月 16 日に結果が出て異質だと、被害者のものではないということになるわけです。あわてて何とか説明をつけようとした「第 2 鑑定」の結果が 8 月 30 日に出て、類似するというふうになったわけです。

5. 「荏原鑑定」の存在が明らかになるが・・・

ここからおかしなことになるというか、変な展開になっていくわけです。検察はこの二つの鑑定をずっと法廷に出さなかったんです。インクを鑑定したこと自体、弁護団は知らなかったんです。検察が法廷に出す証拠というのは、有罪のための証拠を出すわけで全部出すわけじゃない。無罪方向の証拠を出す必要はない、有罪を立証するために必要な証拠だけを出せばいいという。だから、この二つの「荏原鑑定」はずっと秘匿されていた。「荏原鑑定」が出されないまま 1 審が終わって、石川さんは死刑になった。控訴審になって冒頭で石川さんが「私はやっていない」となって、弁護団も大転換して争うということになったわけです。

弁護団は二つの鑑定の存在を知らなかったんですけど、1970 年ごろに脅迫状の訂正箇所がペンのようなもので書かれている疑いがあるから鑑定してくれて裁判所に申し立てたんです。で、裁判所が鑑定しましょうと、元東大の秋谷という先生を鑑定人に命じたんです。最初は、脅迫状本文とか封筒の表書きがどんな筆記用具で書かれたのか、次にすべての表裏、脅迫状本文が同じインクで書かれたのか、ということ鑑定してくれと、これは弁護団が最初に要求したことです。が、井波という裁判長が突然、本件発見万年筆で書かれた可能性があるかどうか、万年筆在中のインクと封筒・脅迫状のインクについても鑑定してくれと。弁護団が要請していない鑑定に付け加えようとしたんです。

発見万年筆というのは、秋谷鑑定以前は要するに被害者のもの、石川さんが奪い取った被害品としての万年筆だったんです。それが脅迫状の表裏が万年筆で書かれたかどうかを鑑定しようという段になって、単なる被害品から筆記用具の可能性に変わったわけです。脅迫状の訂正とか、脅迫状を元々書いた可能性とか、訂正したり、表に「中田江さく」と書いたり、「少時」というのが消してあるんですが、そういうのに使った可能性があるんじゃないかということ裁判長が言い出したんです。そして、この時に初めて検察官が「実は万年筆なんだけども、従来問題にならなかったの、明らかにしていないんだけども、被害者のものであるかどうかを調べるために鑑定している。その時、万年筆の内部を洗ったので、もう発見万年筆にインクはないんじゃないか」と言ったわけです。弁護団は、当時からすると 10 年近く前に荏原さんという人がインクの鑑定をしていたんだということが初めてわかったんです。

「荏原鑑定」かどうかわからないけれども、捜査当局がインクの鑑定をしているというのはわかったけれど、実物は証拠開示を受けないとわからない。秋谷鑑定を依頼するのは 1971 年なんです、72 年になって相当程度の開示があったんです。この時に「荏原鑑定」は開示されたと思いますが、公判調書の記録には出てこないんです。基本的に刑事裁判は検察官が有罪だという証拠を出して、弁護団は無罪方向の証拠を出して、証拠として出さないと記録としては残らないので、こういう開示がありましたというのは調書の形では残っていな

いんです。

おそらく72年の2月の時点で開示があったと思われるということで、弁護団は72年の8月の時点で「荏原第1鑑定」(被害者がいつも使っていたインクと発見万年筆のインクは違う)を証拠申請したわけです。で、検察官は「第2鑑定(Nさんと郵便局のインクは発見万年筆と類似)を証拠調べてください」と。で、この時に検察官は何で「第2鑑定」を出したかとい



うと、Nさんにインクを借りて入れたので、これと同質であることを証明したいと言って出てきたんです。「第2鑑定」自体が「類似」としか言っていない。今で言えば、下山さんが「同質と言えなきゃおかしい」と言ってるんだけど、「荏原第2鑑定」そのものは「類似」と言っているのにもかかわらず、この時点ではどういうわけか検察官は「同質である」と、しかも郵便局は落として、Nさんのインクを入れたので同質であるとの主張で、それを立証するために「第2鑑定」を出してきた。

事件発生1週間前、4月24日にNさんがインク瓶を貸したと証言していると言いましたが、当時、1週間に1度、被害者が通っていた高校では「ペン習字」の授業があったんです。5月1日の午前中にもあったし、4月24日にもあったんです。その24日に貸したけど、補充しているところは見えていないという証言があって、それで検察官は補充ストーリーを作っていくわけなんです。Nさん自身が事件から9年後、72年9月19日に証人として控訴審の法定に立つわけです。その時、「事件の日かその前の日に貸したと思う」、つまり5月1日か4月30日に貸したと思うが、よくわからないと。もう9年後の証言で、事件の日にペン習字があったことも覚えていないと。時間も経ってるし、記憶も後退しているわけですが、もう一つややこしい話、被害者は5月1日の第1時限のペン習字の時に清書をした紙を先生に出しているんです。それはみなライトブルー、今回わかったジェットブルーで出しているんです。つまり、ペン習字が終わる1時限まではジェットブルーだったわけです。この事件のあった日か、その前日かよくわからないという法廷証言を検察側に最大限にいい方に解釈した場合でも、ペン習字の後に被害者にNさんがインク瓶を貸したというストーリーになるんだけど、証言としては非常に弱いわけです。しかし、裁判所はそれをずっと受け入れてきてたわけです。

弁護団はそういう証言もあったせいかどうかよくわからないけど、Nさんの証言の後に異質だという「荏原第1鑑定」を取り下げちゃうんです。撤回しちゃうんです。証拠じゃなくなっちゃったんです。証拠調べを行なわないですから。検察官の方は類似だという第2鑑定を維持するんですが、裁判所が却下してしまうんです。証拠調べしないって決めちゃうんです。つまり、両方の鑑定が法廷に出てこないということになって、そのまま「寺尾判決」になっちゃうんです。

今から思うと、ボールペンで書いたという石川さんの自白しかなかったわけで、「秋谷鑑定」で訂正箇所はペンだという鑑定が出てきて、弁護団としては「勝てた」、控訴審では無罪

になるだろうと思ったと思うんです。当時の弁護団の団長であった佐々木哲蔵さんが「寺尾君なら大丈夫だって思った」と、後で本に書いていますけど。当時、寺尾さんというのは結構信頼できる、リベラルな裁判官として通っていたんです。そのせいもあって、「秋谷鑑定」まで大丈夫だろう。だから、撤回して証拠になっていないんです。最終的に「寺尾判決」のあと最高裁は棄却決定で、「荏原鑑定は証拠になってない」「証拠に拠らない主張だ」と言って、無期懲役が確定したんです。

6. 破たんする「補充説」

結局、第1次再審になって初めてその「荏原鑑定」が証拠になるんです。弁護団が再審の無罪証拠として出してきたんです。だけど、検察官はNさんと郵便局のどちらかで補充した可能性があると言ったんです。どっちかという事は限定していなかったわけです。それが1980年2月5日の四谷巖裁判長の再審棄却決定、これが裁判所が認めた最初の補充説になります。これがずっと26年間続いてきたわけです。端折って言うと、Nさんに借りて補充した可能性と、郵便局で補充した可能性の二つの補充説がずっとあったんですが、最近になって、第2次再審の最高裁の特別抗告棄却決定で、島田仁郎裁判長が本人が補充した可能性があると言ったんです。



「万年筆やインクと無縁でない申立人(石川さんのこと)によって本件万年筆にブルーブラックのインクが補充された可能性がある…」と言っています。養豚場の経営者がそういう調書を取られているんですけども、石川さんが養豚場で働いていたときに、インク瓶をどこかで拾ったと言ったとか、入間基地の門で入場許可書を書くときに石川さんから万年筆を借りて書いたことがあると、養豚場の経営者が言ってる調書があるんです。それを弁護団も気が付かなかったんですが、いきなり2005年になって「本人補充説」が出てきて、これまた非常に無理がある説明で、石川さんの自供によるストーリーだと元々、「吉展ちゃん事件というのがあって、それをまねて小さい子どもを誘拐しようと思っていた。それを何でか知らないけれども、X十字路で高校1年生の被害者とすれ違ったときに、この人を誘拐してやろうと思ったと。予期せぬ遭遇からこの事件が起きたということになっているんだけど、じゃあそのときに石川さんが少なくともインク瓶を持っていないと石川さん補充説は成り立たないんだけど、石川さんの家からインク瓶は見つかっていません。第一インク瓶を持つということは、石川さんは万年筆と縁のないくらしをしていたんだけど、万年筆を常時持っていない限り、インク瓶を常時持っている必要は全くないです。で、事件は強盗強姦事件なわけで、実際犯人だったら相当バタつくわけです。その犯行現場で、この島田決定の通りだと自分が万年筆を持っているにも関わらず、扼殺現場と自転車を止めた場所は50メートルくらい離れているんですが、雨の中を戻って鞆の中から被害者の万年筆を持ってきてそれで訂正するという非常に考えにくいことを言っているわけです。

「荏原鑑定」の出方と「補充説」、これを今回の「下山鑑定」はきれいに破り去った、発見万年筆は別物で、全く事件とは関係がないものだと。警察がやったというのは、立証しよう

としてもできない。現実的にはそうかもしれないけれども、全然関係ない人がたまたま置いた可能性もあるじゃないかと言われると、確率的には極端に低いというか、原発に隕石が落ちる可能性くらいに低いといっている。ただし、偽物で被害者のものではないということ「下山鑑定」は言っています。

7. 証拠開示がキー

何で今頃「下山鑑定」が出てきたのかということについて、さらに言うと、弁護団は封筒の宛名「少時」とか「中田江さく」という問題を色材の方から立証できないかと、専門家を探して2008年になって岡山吉備国際大学の下山進さんを発見したわけです。世界的な権威だそうです。ゴッホの「ドービニーの庭」という絵に黒猫が隠されているのを発見して世界的なニュースになったことがあります。2013年に「手ぬぐい」関係の捜査資料で、石川さんのお姉さんの嫁ぎ先の石川仙吉さんのところに配布された手ぬぐいが1本から2本に書き直されているというのを下山先生が確認して証拠になって出ました。その捜査資料は証拠開示でできたものです。そして、弁護団が筆跡とか脅迫状関連の証拠を全部開示せよと言ったのに対して、2013年7月になって検察官が被害者のインク瓶そのもの、現物を開示しました（「資料6」）。

それまで弁護団は現物を見たことがなかったんです。それはジェットブルーとは書いてないんです。パッケージには書いてあったかもしれないが、箱がなくてインク瓶そのものだったんで、そのラベルにはパイロットインクとしか書いてなかったんです。その開示を受けて写真に撮ってパイロットに照会したところ、これが正式には今まで使っていたライトブルーじゃなくて、ジェットブルーという名前だとわかります。事件発生が1963年ですけども、ジェットブルーは1961年に発売されたばかりの当時とすれば新しいインクでした。63年当時というのは、今でいうコピー機というのはなかったんです。青やきという感熱複写、うっすらとした青が表面に残る、そういうのがあって、ブルーブラックという汎用のインクだと青やきにコピーできたんですが、青だと反応しなくてコピーできなかったんです。2年前にジェットブルーというのが発売になって、青やきで線が出るインクができた。ひと瓶40円で売っていたそうです。当時は、ジェットブルーのインクを使うというのは珍しかった。

今はそのジェットブルーというのは作られていないんです。1975年ぐらいで製造中止しているそうです。成分の違う別の製品になっていて、事件当時のジェットブルーを作っていないわけです。弁護団でいろいろ探して、50年前のジェットブルーを新品で持っている人がいるということで協力を依頼した。その人が未使用で持っていたんです。快く応じていただいて、検証実験に結びついて、ようやく今回の「下山鑑定」に到達したという長い、長いストーリーです。

第3次再審における証拠開示の経過

資料6

2009年12月16日		第2回三者協議。東京高裁が筆跡、犯行現場、取調べ・自白など8項目にわたる証拠開示勧告
2010年5月13日	38点	逮捕当日の石川さんの上申書、取調べ録音テープ、捜査報告書（鞫関係）など
2010年5月21日	1点	ルミノール反応検査の実施についての聴取書
2010年12月15日	5点	取調べ状況についての捜査報告書など
2011年3月23日	3点	ルミノール反応検査に関する検察官の報告書など
2011年12月14日	14点	6月29日付けの腕時計の捜査報告書など3物証関係の証拠
2012年4月23日	19点	スコップ関係、筆跡資料など
2012年10月3日	4点	事件直後の聞き込み捜査報告書など
2013年1月23日	4点	手拭い、腕時計、「秘密の暴露」関係の証拠など
2013年1月29日	15点	「秘密の暴露」関係の捜査資料
2013年3月27日	26点	手拭い関係の捜査資料
2013年7月9日	1点	手拭い捜査関係証拠
2013年7月26日	3点	被害者使用のインク瓶等
2014年1月31日	2点	手拭い関係捜査資料
2014年3月25日	1点	手拭い関係捜査資料
2014年9月17日	28点	筆跡に関わる資料等
2015年1月23日		東京高検の証拠物の一覧表（領置票）が開示
2015年3月18日	1点	航空写真ネガ（事件直後に撮影された航空写真112枚）
2015年4月24日	13点	石川さん宅からの押収物の還付
2015年5月25日	2点	手拭いに関する捜査報告書
2015年7月27日	1点	事件直後の捜査報告書（「車の追い越し」関係）
2015年10月5日	2点	家宅捜索・万年筆発見に関する元警部の供述調書等
2015年10月9日	2点	ポリグラフチャート

8. 再審・無罪のために

今後、決定的に無罪の証拠が出てどうなるかという、確かに元々「荏原鑑定」というのは検察が調べた証拠なんです。それ自体が重なって現れていないということで無罪であることを証明している。「下山鑑定」はそうは言っていないけれども、被害者のものではないということは言える鑑定なので、検察官とすればそれをひっくり返すことはなかなか難しいと思うんです。弁護側は最強の証拠だと言いますが、53年前に荏原さんがそういうグラムが出るということをしちっと残していたせいで、そのグラムから被害者のものではないということが言えると下山先生が言ったわけです。

そうなる検察官とすると、53年前に自分たちがやった鑑定が間違っていたと言わなければいけないわけです。たぶん荏原秀介さんという人は亡くなっていると思います。生きていたとしてもかなり高齢だと思し、その荏原さんを事実調べが始まって、検察官が引っ張り出してきて、「私自身の荏原鑑定が間違っていました」って証言しなきゃいけないことになるわけですから、現実的には難しいことだと思えます。そういう意味で、「下山鑑定」を崩すのはかなり難しい。

裁判所としても問答無用で、独自の鑑定だと言う可能性はありますが、丁寧な裁判官であればこれこれこういう理由があるから「下山鑑定」は信用できないと言わなきゃいけないわけです。説得力のある形で。検察官が説得力ある反駁をしない限り裁判所としても書きようがないわけで、蹴るに蹴れないんじゃないかなと思うんです。でも、予断は許さず、です。

弁護団は今、さらに録音テープを分析して、法廷自白の問題で新たな主張を検討しているようです。すでにそのテープから浜田さんと脇中さんの鑑定書を出していますが、裁判所に対して法廷自白をする人もいるんだと、説得力のある形で言っていく方針のようです。何でこれを言わなきゃいけないかという、建前では法廷の中で自白しているということは、裁判官から見ると、誰も圧迫を加えていない自由な空間でみんなの前で任意に言っているということが大前提にあるわけで、もしその法廷自白を否認すると裁判所を否認することになってしまう。みんなの前で自由意思で述べてくださいと言って、被告人が「私がやりました」って言っているにも拘らず、それが信用できないって裁判所が認定するということはね。



※「世界」2016年10月号も合わせてお読みください。

例えば、「足利事件」でも菅家さんは法廷で自白維持したり、瞬間的に否認したりしているんです。再審無罪の判決がありましたが、法廷自白自体については判断していないんです。DNA鑑定で菅谷さんが犯人でないことがわかったから無罪だっていうことです。法廷自白を真っ向から判断した事例はないんじゃないかな。弁護団とすればそこに挑戦していかなければならない。まだしばらくかかるとは思いますが、みなさんの支援を期待しています。共に頑張っていきましょう。裁判所を監視していきましょう。

再審への道を切り拓くために

考察1 植村稔裁判長と三者協議



2015年6月29日、第3次再審7人目となる植村稔裁判長が就任してから1年半、この間の三者協議の「報告」に記載された「語録」と「対応」を拾ってみる。

●第24回(2015.7.27)

開示された領置票で明らかになった証拠物4点の証拠開示請求について、前回の三者協議で河合裁判長は、証拠物や客観的な証拠は開示してほしいというのが従前からの裁判所の基本的姿勢であるとして、プライバシーの問題があるというのであれば、まず裁判所に提出し、裁判所が判断するという方法を提示しました。植村・新裁判長からは、この基本姿勢を踏襲する旨の表明がありました。東京高検以外の証拠物の一覧表の開示については、弁護団が出した意見書にもとづいて裁判所は検討するとしていましたが、植村裁判長がひきついで検討するとなりました。

※初対面、ここは無難に前任者を踏襲するとの姿勢を示す。

●第25回(2015.10.9)

開示された領置票にもとづいて弁護団が開示を請求した4点の証拠物について、植村裁判長は、検察官から裁判所に提出し、プライバシーの問題がないか判断のうえ弁護側に開示するという従前からの方法を再度提案するとともに、検察官に検討を求めました。

弁護団が求めている東京高検以外の証拠物の一覧表の開示については、植村裁判長はひきつづき検討するとなりました。

また、車の追越し関係の証拠開示申立てについて、検察官は「不見当」という意見でしたが、植村裁判長は、弁護団の10月7日付けの開示勧告申立書をふまえた検討を要請し、弁護団も追加の書面を提出し、次回また協議することになりました。

※3点について「検討」を約束。

●第26回(2015.12.26)

「車の追越し」「車の駐車」に関する弁護団の12月7日付けの証拠開示勧告申立てについて、検察官は、すべて調べたうえで不見当であるという回答をくりかえしたため、弁護団から、当初から存在しないのか、存在しない理由や経緯を説明すべきではないかと追及し、裁判所は検察官に書面で回答するよう検討を求めました。

また、弁護団の指摘を受けて、植村裁判長は、裁判所は従来から秘密の暴露に関わる証拠開示が重要と考えており、なるべく開示の方向で検討してほしいという基本的立場は変わらない旨表明されました。

※前向きの「検討」を示す。

●第27回(2016.3.4)

ナシ

●第28回(2016.5.25)

植村裁判長は、証拠物が警察から検察庁に送られる際にどのような書類が作成され、どこで保管されるのかなど、捜査段階で集められた証拠物の保管についての一般的な取り扱い

植村稔

所属	東京高裁部総括判事	
異動履歴	H. 27. 6. 29 ~	東京高裁部総括判事
	H. 25. 5. 9 ~ H. 27. 6. 28	甲府地家裁所長
	H. 25. 1. 8 ~ H. 25. 5. 8	東京高裁判事
	H. 22. 1. 25 ~ H. 25. 1. 7	最高裁判事局長・最高裁図書館長（東京地裁判事）
	H. 20. 2. 4 ~ H. 22. 1. 24	東京地裁部総括判事
	H. 17. 1. 28 ~ H. 20. 2. 3	最高裁秘書課長・最高裁広報課長（東京高裁判事）
	H. 16. 7. 5 ~ H. 17. 1. 27	東京高裁判事
	H. 13. 12. 1 ~ H. 16. 7. 4	検事
	H. 12. 4. 1 ~ H. 13. 11. 30	東京地裁判事
	H. 10. 4. 1 ~ H. 12. 3. 31	最高裁経理局総務課長（東京地裁判事）
	H. 9. 4. 1 ~ H. 10. 3. 31	最高裁経理局主計課長（東京地裁判事）
	H. 8. 6. 1 ~ H. 9. 3. 31	最高裁経理局参事官（東京地裁判事）
	H. 5. 11. 1 ~ H. 8. 5. 31	最高裁人事局参事官（東京地裁判事）
	H. 4. 4. 13 ~ H. 5. 10. 31	東京地裁判事
	H. 4. 4. 1 ~ H. 4. 4. 12	東京地裁判事補・東京簡裁判事
	H. 1. 4. 1 ~ H. 4. 3. 31	大阪地裁判事補・大阪簡裁判事
	S. 62. 4. 1 ~ H. 1. 3. 31	検事
	S. 60. 8. 1 ~ S. 62. 3. 31	最高裁判事局付（東京地裁判事補）
	S. 57. 4. 13 ~ S. 60. 7. 31	東京地裁判事補
	(第34期)	

いもふくめて、検察官に説明するよう求めました。検察官の説明をうけて証拠物一覧表の開示について裁判所も検討するとしました。

※ちょっと踏み込んだかのような印象。

●第 29 回(2016.8.29)

ナシ

●第 30 回(2016.11.2)

ナシ

●第 31 回(2017.2.8)

ナシ

※いい調子できたと思っていたのに、3 回連続で植村裁判長についての言及がなく、皆目わからんようになってきた。一体、何があったのか、気になるところだ。これまで言ってきた「検討」の結果はどうなったのか？裁判長の言葉はそれなりの「重み」があり、ないがしろにされているはずはない。「結果」を聞きたいものだ。「御簾」の中に隠れてしまった感のある植村裁判長！出てきて、見解を明らかにしてほしい！

少なからず期待をした 31 回目の三者協議だったが、検察は「下山鑑定」「川窪鑑定」とともに、「森鑑定」と「魚住第 3 鑑定」にも反論を検討と表明した。肝心の「下山鑑定」に対する検察官の反論も、「今年度中に反論・反証の見通しを示す」とのこと。えっ？今年度中？見通し？じゃあ、反論はその先？そんな悠長なことではいいはずがないが、植村裁判長はそれを認めたということだろう。ここは、裁判長の職権で下山鑑定人の尋問を先にすべきだろう。それ踏まえて、反論があればすればいいはずだ。そうしないのは、検察の時間稼ぎに裁判長が手を貸しているということだ。



考察 2 「下山鑑定」と情報発信とメディア対策

2016 年も朗報を聞くことは叶わず、2017 年に持ち越された。事件から 53 年を過ぎ、54 年を迎えるが、果たして決着をみるのかどうか？誰もが大きい関心を寄せ、今か今かと待っている。しかし、扉は動く気配がないままに、時間だけが過ぎていく。なぜ？どうして？こんなに無罪の証拠があるのに！疑問と想いは募るが、裁判所はいつものように、何食わぬ顔をしてすましている。そう、それが奴らの正体だ。何を考えているのかと言えば、己の立場、身の振り方しか眼中にない。ただただ時間が過ぎるのを待っているのだろう。

門野元裁判長の証拠開示勧告は画期的だったが、それ以降の裁判長はそれを引き継いでいると見せながら、自らは新たな判断をしようとはしない。あくまでも「門野勧告」の内側でノラリクラーリしているだけだ。その意味では「下山鑑定は」事態を動かす画期的なものだと思ふ。弁護団の粘り強い取り組みと証拠開示を求める世論によって引き出されてきたのが



部落解放同盟中央機関紙 編集発行人 組坂 繁之
 解放新聞社 大阪市港区波除 4丁目1-37
 電話 (06) 6581-8516 ファクシミリ (06) 6581-8517
 月4回 月曜日発行(第5週を除く) 1948年7月30日第3種郵便物認可
 定価1部8頁90円 年ぎめ1部4320円(送料別)

号外

発見された万年筆は偽物だった

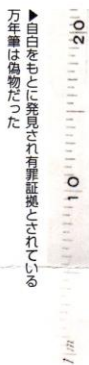
弁護団が新証拠を提出

被害者のものでない

警察側資料から下山鑑定が示す



弁護団は記者会見をひらいて下山鑑定の新証拠を説明し、再審開始を訴えた (8月29日・東京)



▶「自白」をもとに発見され有罪証拠とされている万年筆は偽物だった

狭山事件再審弁護団は8月22日、「自白」をもとに発見され有罪証拠とされた万年筆について、入っていたインクには、事件当日まで被害者が使っていたインクは微量も混じっていないことを証明した下山鑑定を新証拠として提出した。万年筆は被害者の物ではなく偽物だった。被害者を殺害後、万年筆を奪って自宅に持ち帰り、お勝手の入り口に置いていたという「自白」

確定判決を崩すだけでなく、証拠ねつ造の疑いを生じさせる新証拠だ。

第3次再審請求では、2013年7月に証拠開示された被害者のインク瓶から、被害者のインクが当時販売されていた「ジェットブルー」という商品だと判明。下山鑑定人は、63年の警察側の在留鑑定(第1鑑定、第2鑑定)を精査・検証し、在留鑑定人が実施した検査結果には、ジェット

証拠開示めぐり応答

第29回3者協議で

第29回3者協議が8月29日午後、東京高裁でひらかれた。埼玉県警などの証拠物一覧表(証拠金品総目録)については、検察官は8月19日付けで意見書を提出し、昨年開示した領置票に載っている証拠物が現時点

で捜査機関が保管する証拠物のすべてとした。財布、手帳関係の証拠開示は「必要性がない」という回答をくり返した。下山鑑定や、万年筆関係の証拠開示勧告申立書、7月19日付けの証拠開示勧告申立書(5月21

ブルーインクの痕跡がまったく出ていないことを明らかにした。万年筆のインクには、事件当日まで被害者が使っていたジェットブルーインクは微量も混じっておらずブルーブラックインクだけであることを証明した。

確定判決(東京高裁・寺尾判決)は、被害者のカバン、万年筆、腕時計が「自白」どおりに発見されたとして「秘密の暴露」とし、有罪判決を出した。石川一雄さんの自宅で発見された万年筆は、とくに重要な証拠だととされてきた。その万年筆が偽物、ねつ造だった。新証拠を武器に、下山鑑定人の尋問など事実調べを東京高裁に迫り、再審をかちとろう。

日の上申書作成経過、犯行動機や自白の変遷、自白にいたる経過にかかわる捜査資料などは検討中とした。

次回は11月上旬の予定。

植村検・裁判長と担当裁判官、高検の担当検察官、弁護団は中山主任弁護人、中北事務局長、横田、青木、近藤、平岡、宇都宮、福島、河村、小島、山本、指宿の各弁護人が出席した。

「下山鑑定」で、これはまさしく確定判決を含む一連の有罪判決・棄却決定を根底から覆す「新規かつ明白な新証拠」だ。その意味では、「下山鑑定」の意義は甚大であり、それゆえにこれをどんどん広める必要がある。これは検察も裁判所も予想はしなかった鑑定ではなからうか。だから、これを武器にして今こそ迫るべきだ。しかしながら、その動きは遅々として進んではいない。一旦は企画された「意見広告」も頓挫したままだし、インターネットを活用した情報発信もなされていない。

ところで、部落解放同盟中央本部が 2016 年 11 月に「『全国部落調査』復刻版出版差し止め事件裁判」のHPを立ち上げたが、これはとても大切なことで、おおいに支持したい。部落差別が今、どのような現状にあり、それにどう対応しているのか、といった情報を広く発信することはとても大切だと思うからだ。何となれば、部落問題はもういい、取りあげる必要はないといった否定的な意見が少なからずあり、差別の現実を広報し、知ってもらう、これを抜きにしてはならないからだ。

そこで、思う。この事件が発覚したのは今年の 2 月で、それから 9 か月の時点でHPの開設にこぎつけたことはとても素晴らしいし、評価してもし過ぎることはない。翻って思う事は、言うまでもなく「狭山事件」のことだ。機会あるごとに中央本部に情報発信の強化を要請してきたが、残念ながら事態は一向に改善を見ないままにある。だからある意味、中央本部にはそうしたことを担うことは無理なのだろうとも考えていた。しかし、今般の「素早い」対応をみると、そうではないことが見て取れる。であるならば、なぜ狭山事件の情報発信に取り組まないのか？ 私にはその「理由」を見つけることはできない。この例のように狭山事件でもぜひやってもらいたい。



「下山鑑定」を活かすも殺すも、弁護団と解放同盟と私たちの取り組みにかかっているが、今のままでは厳しいだろう。来たるべき検察の反論がどのようなものであれ、自らが行った鑑定の結果を否定することはできず、ジレンマに陥っているはずだ。しかし、荒唐無稽は彼らの得意技だから、決して侮ることはできない。それを封ずるためにも、さらなる、さらなる世論喚起が不可欠なのだが、メディアは振り向かず、静かな時間が過ぎていつている。

このままでは如何ともし難い事態になるだろう。直截に言えば、勝つことは難しいということだ。現在のありようを抜本的に変えない限り。だから、一日も早く、明日にでも、狭山事件に注目をしている100万人を超える人々を視野においた取り組みに踏み出すべきだ。でないと、敵の思う壺にはまる恐れがある。肝心なことは、再審開始決定への道筋を明らかにすることだ。未開示証拠やリストの開示はもちろん必要なことだが、「下山鑑定」というほぼ決定的な新証拠があるのだから、鑑定人尋問～事実調べを迫るとりくみを柱に据えるべきではないだろうか。検察官とのいつ果てるとも知れない押し問答に終始するのではなく、矛先を裁判長に据える時だ。

【佐佐木 寛治】



部 落解放同盟中央機関紙 編集発行人 組坂 繁之
 解放新聞社 大阪市港区波除4丁目1-37
 電話 (06) 6581-8516 ファクシミリ (06) 6581-8517
 月4回 月曜日発行(第5巻を除く) 1948年7月30日第3種郵便物認可
 定価1部8頁90円 年々1部4320円(送料別)

本紙購読の申し込み
 ●同盟員は支部を通じて申し込んでください。
 購読料 月380円
 ●一般購読者は郵便振替で申し込んでください。振替用紙は郵便局にあります。届届欄に住所、名前、部数を明記してください。
 購読料 年々1部4320円+送料1988円
 郵便振替 00950-3-45126

万年筆で新証拠を提出

発見万年筆は「細字」

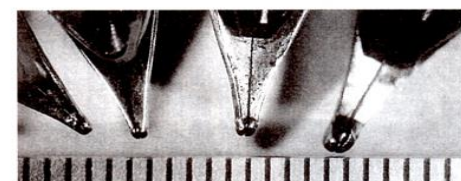
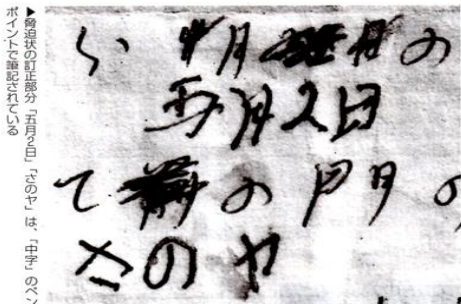
脅迫状の訂正は「中字」と

狭山事件再審弁護団は13日、カネから発見された万年筆は、脅迫状を訂正した筆記用具ではないことを明らかにする新証拠「川窪第3鑑定」を東京高裁に提出した。

川窪鑑定を東京高裁に

正姿、石川一雄さんが殺とそれぞれ異なる種類の書した被書者から奪い取った万年筆で書されたもの。その万年筆は石川一雄さんのカネから発見された万年筆と一致している。発見された万年筆は「細字」で、訂正文字は「中字」だった。

狭山事件の脅迫状は、身代金受け渡しの日付と場所の部分について、先に書かれた部分について、強い証拠開示請求の結果、発見された被書者の万年筆で書かれた脅迫状の訂正文字と、発見された万年筆で書かれた脅迫状の訂正文字を比較する。脅迫状の訂正文字は「細字」で、訂正文字は「中字」だった。



万年筆の先端にある紙に接する部分、ペンポイント。左から「細字」「中字」「太字」。ペンポイントの大きさによって筆記する文字の横に違いが生じる(1目盛りは0.5mm、写真はペン先の裏面)

寺尾判決は完全に崩壊

脅迫状の訂正は「中字」と

寺尾判決は完全に崩壊

川窪鑑定人は、万年筆の製造・修復・調整に40年以上の経験を持つ。川窪鑑定人は、これを「川窪鑑定」と呼んでいる。川窪鑑定人は、これを「川窪鑑定」と呼んでいる。

第31次東京高裁前日(12月2日)朝と昼にそれぞれ40人前後が集まり、54年間無実を訴える石川一雄さんの再審開始を求めた。石川一雄さんの再審開始を求めた。石川一雄さんの再審開始を求めた。



「社会復帰をはたした」と石山さん(右)。石川さんの再審無罪を訴えた(2月2日・東京高裁前)

高裁前で再審訴え

石川一雄さんとともに40人が

再審開始を求め、再審無罪を訴え、石川一雄さんとともに40人が高裁前で再審訴えをした。石川一雄さんとともに40人が高裁前で再審訴えをした。

再審開始を求め、再審無罪を訴え、石川一雄さんとともに40人が高裁前で再審訴えをした。石川一雄さんとともに40人が高裁前で再審訴えをした。

あとがきにかえて

◆2014年3月27日、静岡地裁(村山浩昭裁判長)が再審開始とともに死刑及び拘置の執行停止を決定し、午後東京拘置所から出て来た袴田さんの姿と表情を思い出す。それからもう3年になるが、検察の即時抗告により再審の法廷は開かれず、東京高裁第8刑事部(大島隆明裁判長)での攻防が続いている。

◆予想通りというか、検察側の鑑定人は弁護側の鑑定を否定した。こうなると弁護側は再反論せざるを得ず、相当の時間を要することになる。狭山事件も同じだが、彼らには時間も人もお金もいくらでもあるから、諦めることはしない。時間はたっぷりかけられるし、人は順繰りに入れ代えることができるし、お金は自分の腹が痛まないから心配はいらない。

◆こういう者を相手にしているのだから、とても始末が悪いし、歯噛みすることが多くなる。DNA鑑定でも「異議」を唱え、亡きものにしようとするのだから、これではどんな新証拠をだせば引き下がるのかと思う。ここまでくれば、「袴田事件」も「狭山」と同じく権力とのせめぎ合いの場となっていると言っていいだろう。彼らは「その気」でやってきているのだから、こちら側も「その気」で立ち向かわねばなるまい。

◆翻って「狭山」を思うと、昨年8月の「下山鑑定」以後、メディアでは取り上げられていない。11月と2月にも三者協議があったが、どこも記事にしていない。「袴田事件」と比べると、露出度が

2017年(平成29年)2月28日(火)

毎日新聞

再審決め手の鑑定否定

袴田事件 検察推薦の教授

弁護側、反論へ



袴田 廉さん

1966年の「袴田事件」で死刑が確定し、2014年に静岡地裁で再審開始決定を受け、釈放された袴田廉(80)の即時抗告元被告(80)の即時抗告

審で、地裁決定の決め手となったDNA型鑑定的手法を検証した大阪医科大学の鈴木広一教授が、鑑定手法は再現できないとする検証経過報告書を東京高裁(大島隆明裁判長)に提出したことが関係者への取材で分かった。検察側の主張に沿った

内容で、弁護側は反論する方針。地裁決定は、筑波大の本田克也教授が、特別なたんばく質を使って血液成分を集め、DNAを含んでいる白血球だけを加熱や遠心分離で取り出したとするDNA鑑定を無罪とすべき新証拠とした。

関係者によると、報告書で鈴木教授は、通常は血痕などの血液型検査に使う特別なたんばく質を鑑定に使った本田教授の手法に問題があると指摘した。当初は唾液と混ぜた血液からこのたんばく質を使ってDNAを検出できると調べようとした

が、唾液と混ぜない状態でもうまく検出できなかったという。高裁は15年12月に本田教授による鑑定の検証を決定。検察側が推薦し、高裁から委託を受けた鈴木教授が、同様の手法で血液からDNAを検出できるから夏から検証していた。高裁は27日、経過報告書を検察、弁護側に示し、3月21日の3者協議までに意見を提出するよう求めた。

確定判決は、袴田さんの当時の勤務先にあったみそだるから見つかった衣類に、本人や被害者と同じ血液型の血痕が付着していたことを重視、これを事件当時の袴田さんの着衣として死刑を言い渡した。

本田教授の鑑定は、衣類の血痕と袴田さんのDNA型が一致しないとしていた。鈴木教授は、再審無罪が確定した定利事件の再審請求審でもDNA鑑定を担当した。

【近松仁太郎】

格段に落ちるのはどうか? 「日経」には「袴田事件」の三者協議が3月21日に延期されたことが書かれている。メディアに対する丁寧な情報開示がなされていることを知る。「狭山」もかくありたいと切に思う。

日本経済新聞
2017年2月28日(火)

Web刊 速報 ビジネスリーダー マーケット テクノロジー アジア スポーツ マネー ライフ 朝刊

全て 経済 企業 国際 政治 株・金融 スポーツ 社会 その他ジャンル▼ プレスリリース

速報 > 社会 > 記事

袴田さん 弁護側のDNA鑑定、専門家が有効性否定
2017/2/28 1:26

Twitter Facebook 保存 印刷 その他

死刑確定後、静岡地裁の再審開始決定で釈放された袴田廉さん(80)の即時抗告審で、東京高裁(大島隆明裁判長)から委託を受け、地裁決定の根拠となった弁護側DNA型鑑定を検証していた大阪医科大学の鈴木広一教授が、有効性を否定する報告書をまとめたことが27日、関係者への取材で分かった。

弁護側DNA型鑑定は、筑波大の本田克也教授が実施。本田教授は血液細胞を集める作用がある「抗Hレクチン」という物質を使って血液由来のDNAを抽出する新手法を考案。確定判決が本人の着衣と認定した5点の衣類に付着した血痕のDNA型が「袴田さんと一致しない」と結論付けた。

関係者によると、鈴木教授はこの手法について昨年夏に検証作業を開始。同じ手法で実験しても、血液由来のDNAを抽出する効果は確かめられなかったなどとした。

高裁は3月2日に3者協議を開く予定だったが、弁護団と検察側が報告書に対する意見をまとめる8時間が必要のため、同21日に延期した。【共同】

■「瑞穂の國小學院」、名前からしていかかわしいが、それがよりもよってわが豊中市にできるとは何の因縁かと思う。11月に現地を訪れた際には、まさかこんな事態になるとは思ってもみなかった。掘って出てくるのはゴミだけではなく、「疑惑」のかたまりだ。しかも、いまだにその全貌は埋まったままだ。

■一役人や担当者の判断でできることではない。大きな力が働いたことは間違いがない。異様に感情を高ぶらせ、むきになり、攻撃的になり、被害者のごとく振る舞う安倍と、ふんぞり返って、薄笑いをし、高見の見物をしているかのような麻生、この対比は何を意味しているのか。どちらもやましいところがあり、隠蔽・欺瞞の仕方がそれぞれの「個性」となって現れていると見ることができる。

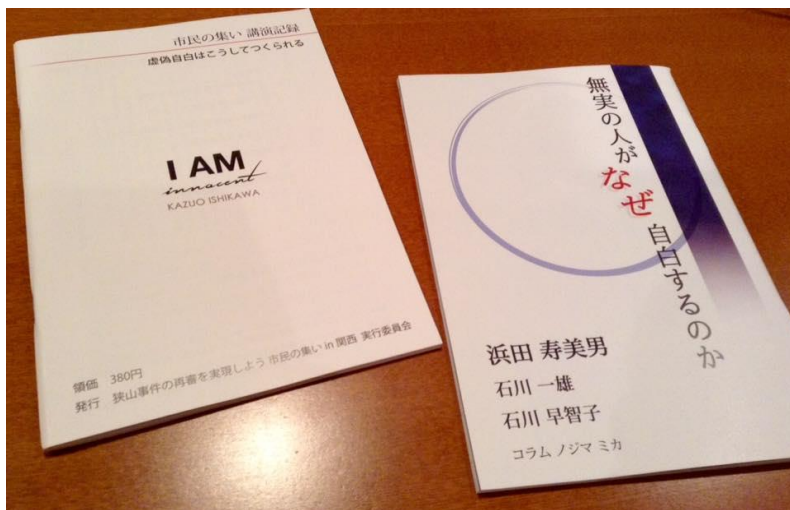
建築計画のお知らせ				
建築物の名称	(仮称) M学園小学校新築工事			
敷地の地名・地番	豊中市野田町1501番			
用途地域	第1種住居地域			
建築物等の概要	主要用途	小学校	工事種別	新築
	開発面積	8770.43㎡	敷地面積	8770.43㎡
	建築面積	2944.10㎡	延べ面積	5703.04㎡ (容積対象面積5687.13㎡)
	建ぺい率	33.57 60.00 %	容積率	64.85 200.00 %
	構造	鉄骨造	階数	地上3階
	高さ	19.00m		
駐車台数	平面式 7台			
着工予定年月日	平成27年12月14日	完成予定年月日	平成29年 1月31日	
建築主	住所又は所在地 大阪府大阪市淀川区塚本一丁目6番25号 氏名又は名称 学校法人森友学園 理事長 龍池康博			
建築人	住所又は所在地 京都府京都市中京区堺町通錦小路ル上ル菊屋町530 富美家ビル2F 氏名又は名称 一級建築士事務所 有限会社 キアラ建築研究機関 取締役 松本 正			
設計者	住所又は所在地 京都府京都市中京区堺町通錦小路ル上ル菊屋町530 富美家ビル2F 氏名又は名称 一級建築士事務所 有限会社 キアラ建築研究機関 取締役 松本 正			
施工者	住所又は所在地 大阪府吹田市寿町2丁目26番9号 氏名又は名称 藤原工業株式会社 代表取締役 藤原浩一			
標識設置年月日	平成 26 年 11 月 6 日			
<ul style="list-style-type: none"> ●この標識は、豊中市中高層建築物等の建築等に係る紛争の予防及び調整等に関する条例第10条第1項の規定により設置したものです。 ●建築主から標識の設置後、近隣関係住民に建築計画について説明を行います。 ●上記建築計画等についてのお問い合わせは、下記連絡先までお願いします。 				
<small>(連絡先)</small> 京都市中京区堺町通錦小路ル上ル 富美家ビル2F 有限会社 キアラ建築研究機関 住所又は所在地 敷居町530 富美家ビル2F 氏名又は名称 取締役 松本 正 電話番号 075-213-7316 電話番号 郵便				

●3月2～3日、大阪市内で部落解放同盟第74回全国大会が開催された。採択された「狭山」の方針を100%実行すれば、再審は実現すると思うが、それは現実的なことではない。そこに近づくためには、「狭山」に関心を持つ人を今よりも少しでも増やすための「仕掛け」と、再審運動に関わっている人が今より少しでも時間と身体を「狭山」に費やすための「仕掛け」の両方が必要だ。

●しかし、そうした「仕掛け」は見当たらず、奮い立たせるものもない。もともと、運動方針にそんなことを期待する方が間違っているかもしれないが、そうした気迫が伝わるものにすべきだろう。闘いをリードし、中核をなしている部落解放同盟が勝利への確かな道筋を示さずしてどうするのか。勝つ気の方針提起をこそ期待されているのだから。

●5月上旬の第32回三者協議を経て、5月23日には日比谷野音で市民集会在が予定されているが、それまでに何らかの動きがあるはずだ。それは私たちの取り組み如何によって変わるはずだ。

●振替用紙を入れさせていただきましたが、随意で結構です。(ささき)



●紹介
 A5 中綴じ59ページ 1部
 380円です。送料は下記の通りです。
 1～5冊=180円/6～10冊=360円/11～30冊=510円/31～50冊=690円
 sayamax50@gmail.com
 までメールで申し込んでください。お名前、送付先、数量を明記してください。
 Tel 090-3624-8270